

建設キャリアアップシステムは、今後の我が国の建設業界が若い人材を得ていくためには、是非とも必要なもの。

(1) 給与
技能と経験に応じた給与の引き上げを進める。

(2) 希望
若い人に、今後のキャリアと処遇の見通しを示す。

(3) 体質改善
レベルに応じた賃金水準の相場観を形成し、受注環境の変化に請負金額が左右されない業界に。偽装請負など、不明確な雇用関係という前近代性からの決別。

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営主体
(一財) 建設業振興基金

技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

【現場情報】

- ・現場名
- ・工事の内容
- ・施工体制 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

カードの交付・現場での読取

ビッ!



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

就業履歴を蓄積

技能者の経験の見える化・能力評価

評価基準に合わせてカードを色分け



レベル1
初級技能者（見習い）



レベル2
中堅技能者（一人前の技能者）



レベル3
職長として現場に従事できる技能者



レベル4
高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

現場管理のIT化・書類削減

見積り・請求のエビデンスとしての活用

施工実績DB・ビッグデータとしての活用

建設キャリアアップシステムを活用して、建設技能者の処遇改善、建設産業の生産性向上と価格交渉力の向上、若年者の入職促進

カードタッチで建退協退
職金の掛金(電子申請)

キャリアパスと処遇の見通
しや建設業のイメージアップ

技能者の経験・能力
に応じた処遇

高レベル技能者配置を
経審で評価

スマートで生産性
の高い建設業へ

見積り・請求のエビデンス

技能者を雇用し育成
する企業の評価

生体認証による入退場管理

システムで
技能者の
稼働状況把握

技能者の能力
レベルと処遇の
見通しの明確化

書類削減

本人確認・
顔写真

技能者の
日々の就
業履歴

公正な競争環境

勤怠管理・
出面管理の
システム化

入退場時間

技能者の
資格情報

雇用関係の
見える化

施工体制台
帳、作業員
名簿等の作
成効率化

工事書類
作成機能

社保加入
情報

建設キャ
リアアッ
プシ
ステム

1. 技能者のメリット

- ① CCUS情報を活用した能力評価と、レベルごとの年収目安の明確化による、**賃金水準の相場感の形成**、引き上げ/ダンピング防止
- ② 現場や勤務先が変わっても、**自らの能力を客観的に証明可能に**
- ③ **カードリーダータッチ**で日々310円の**建退共掛金を積み立て**（元請が一括して掛金支払い）

2. 下請業者側から見たメリット

- ① 自社が雇用する技能者の数や保有資格、社会保険加入状況等が明らかになり、**取引先からの信頼が得やすくなる**（＝**企業の実力の見える化**）
- ② 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の**施工能力等の見える化（4段階評価）**も令和3年度から開始
- ③ **出面管理**のIT化、**賃金や代金支払いの根拠**が明確に

3. 元請や上位下請から見たメリット

- ① 初めて仕事する下請業者の実力や技能者の資格等(*)の**確認**ができ、**施工の安心感**につながる
* 社会保険加入状況や安全衛生資格保有の有無、一人親方の労災特別加入状況
- ② PCで作業の進捗状況の確認や下請への支払いの適正化などの**現場管理の効率化**
- ③ 施工体制台帳、作業員名簿の作成、建退共の証紙受払・貼付等の**作業の簡素化、ペーパーレス化**
- ④ 増える**外国人労働者の資格等の確認が容易に**



建設業界全体としては、
CCUSが普及することで……

- 若い世代への建設業のイメージアップ
- 施主に対する価格交渉力アップ（エビデンスに基づく請求が可能）
- 真に実力がある企業が選ばれる透明性の高い建設市場への変革

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための**建設キャリアアップシステム**について、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行

建設技能者の**将来の保障**と**コンプライアンス問題解決**のため、建退共におけるCCUS活用を**官民一体**となって推進

- 令和2年度は、本格実施に向けた運用**通知・要領等改正**、活用呼びかけ
- 令和3年度から、**CCUS活用本格実施**
 - 公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等**履行強化**
 - 民間工事では、業界において、掛金納付・**充当の徹底を促進**
- 令和5年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**
- 経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**

II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- 令和2年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**

III 国直轄での義務化モデル工事实施等、公共工事等での活用

- 令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
 - > **CCUS義務化**モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点/減点**）を試行
 - > **CCUS活用推奨**モデル工事（**受注者希望**・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**）を試行
- このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討
- 地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請等**のフォローアップ
- 上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む
- 令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の**賃金目安を設定し**、下請による**職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映**と元請による**見積り尊重**を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

更なる利便性・生産性向上

- OCCUSの情報セキュリティ強化と**人材引き抜き防止策**
- 発注者によるCCUS閲覧等**による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した**施工実態の把握・分析**による労働生産性向上の研究
- CCUSによる**勤怠・労務管理機能強化**や**顔認証入退場への活用促進**
- 令和4～5年度までにCCUS登録と**安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化**（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「**業界共通の制度インフラ**」である**CCUS活用を要請**。**フォローアップ体制**を立上げ

建設キャリアアップシステムの利用状況(2022年5月末)

技能者の登録数

90.4万人が登録

※労働力調査(R3)における建設業技能者数
:309万人

事業者の登録数

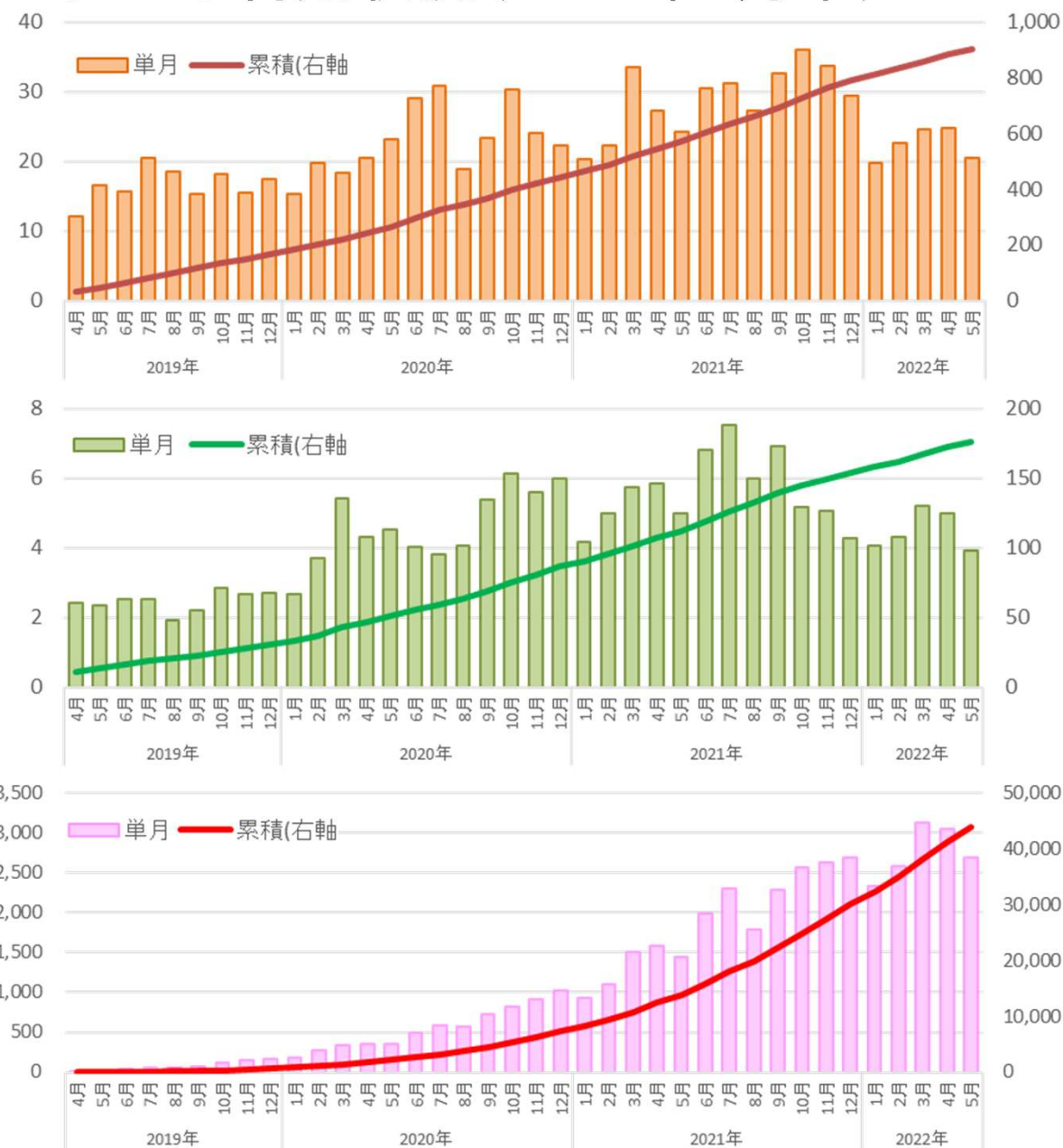
17.6万社が登録

※うち一人親方は5.4万社

就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※5月はGWもあり268.8万履歴を蓄積



「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた道筋

活用促進・推奨フェーズ

原則化フェーズ

令和2年度～

令和5年度～

建退共

夏頃
運用通知等改正

10月から
電子申請
試行

令和3年度～
CCUS活用電子申請の本格実施
公共工事における掛金充当等に係る
履行強化と経審評価

民間レベルでの掛金充当の徹底
(業界による自主的な取組を含む)

民間工事も含め、
CCUS活用へ完全移行

作業員名簿

10月からの作業員名簿の義務化に併せて、
労働者の現場入場時の社会保険加入状況の確認におけるCCUS活用を原則化

国直轄 発注

CCUS義務化モデル工
事及びCCUS活用推奨
モデル工事を試行
地元業界の理解を踏ま
え、Aランク以外の推奨
モデル工事の検討

令和5年度からの建退共のCCUS
完全移行と連動した公共・民間工事
でのCCUS完全実施に向けて、段階的
に対象工事を拡大

地公体 発注

先進県で
総合評価等で加点

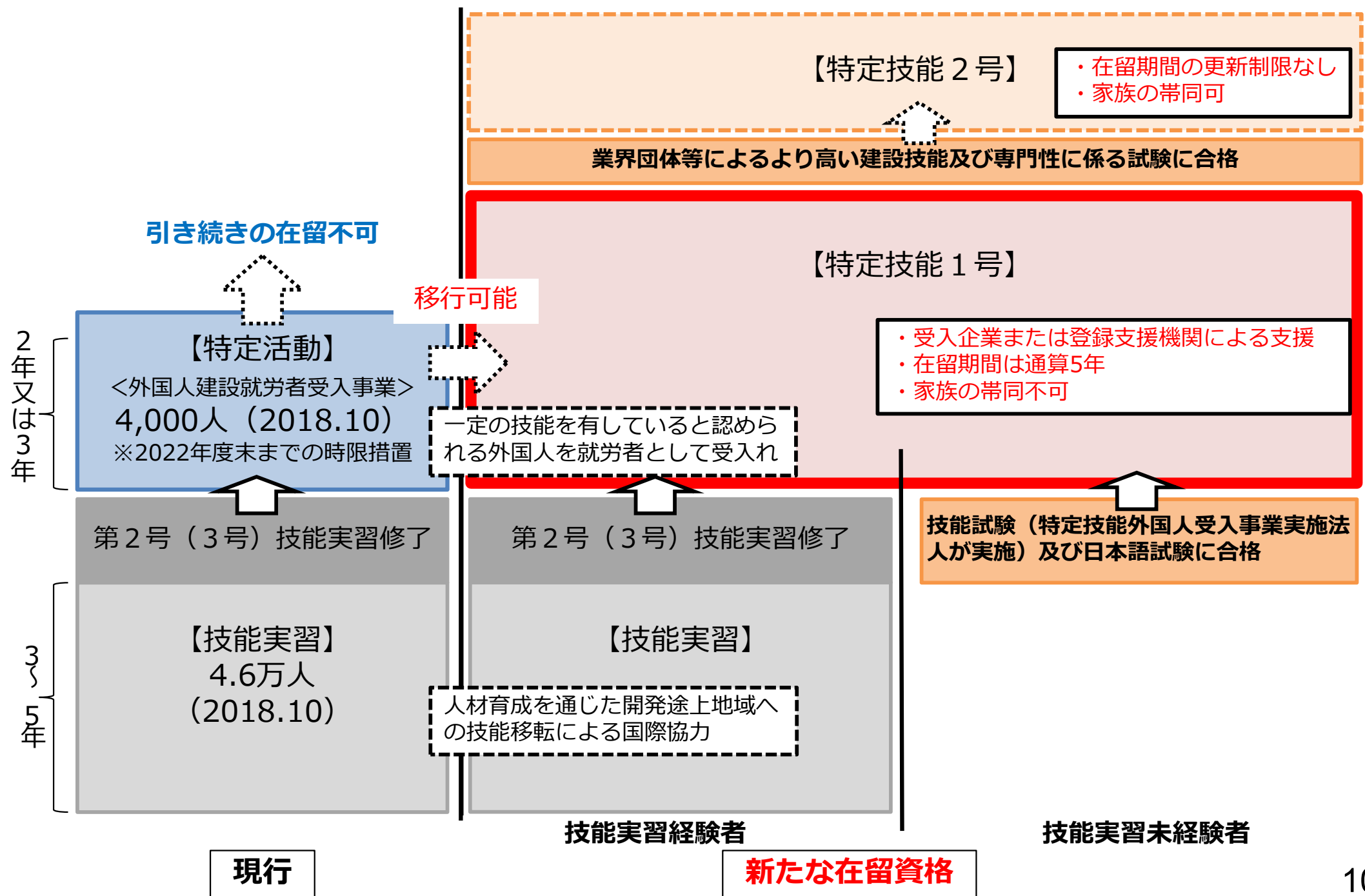
先進事例を参考に積極的な取組を要請
入契法に基づく措置状況の公表、要請

民間発注

建退共CCUS完全実施に向けて
積極的な取組を要請

あらゆる工事における
CCUS完全実施

新制度創設による外国人材キャリアパス(イメージ)



建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から8倍以上に増加（1.3万人→11.1万人）
- 在留資格別では技能実習生が最多（2020年：7.7万人）で、近年増加傾向（ただし、実習制度であり就労制度ではない）
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始（2022年度をもって終了予定）
- 特定技能外国人については、2019年度に制度が開始、受入れをスタートして以降、人数は着実に増加中

建設分野に携わる外国人

人数

（単位：人）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020 (注)
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	3,987
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116

1号特定技能外国人の受入状況（ 2021年3月末時点）

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）
（注）外国人建設就労者・特定技能外国人は、2021年3月末時点、その他は2020年10月末時点

国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	カンボジア	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	1,616	170	123	75	43	32	32	11	14	2,116

職種別の状況

単位：人

職種	建設機械 施工	鉄筋施工	型枠施工	とび	左官	内装仕 上げ	コンクリート 圧送	配管	建築大工	建築板金	表装	屋根ふき	保温保冷	土工	鉄筋継手	合計
人数	445	363	338	332	174	171	76	71	87	22	17	5	11	3	1	2,116

建設業法施行令の一部改正について 令和5年1月1日施行

○近年の工事費の上昇を踏まえた金額要件の見直し

※()内は建築一式工事の場合

	現行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)
特定専門工事の下請負代金額の上限	3500万円	4000万円

○技術検定の受検資格は国土交通省令で定めることとし、今後省令改正により現行の受験資格を見直します。

○受検資格の見直しに伴い、大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者等については、第一次検定の一部を免除することができることとします。

建設業に関する総合的な相談窓口

1 建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyo110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけたところとです。

また、「建設業における社会保険加入対策」についても、相談を受け付けておりますので是非ご利用ください。



TEL. 0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

請負契約に関するトラブルの相談窓口

2 建設業取引適正化センター

センター 東京 TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tekitori.or.jp

センター 大阪 TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:tekitori.or.jp

**相談料
無料**

【受付時間】9:30～17:00(土日、祝日、年末年始を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。



建設業取引適正化センター

検索

建設業の法令違反に関する通報窓口

3

駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail:hqt- k -kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00,13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。

[illegible]

駆け込みホットライン

檢 索

～建設業者のみなさまに役立つ情報を発信します～
近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課
公式T w i t t e r始めました！

建設業者のみなさまに役立つ情報を効率的に知っていただけるよう、公式Twitterによる情報発信をすることとしました。

ぜひフォローして下さいますよう、よろしくお願いします。

アドレス: https://twitter.com/mlit_kinkensan

またはQRコードを読み取ってアクセスして下さい。



例えば次のようなツイートを行います。

例①：法令等の改正等に関する情報

平成●年●月●日に改正建設業法が施行されました。これに伴い建設業許可申請時に■■証明書を提出していただくことが必要になりました。詳しくは下記URLからご確認下さい。

http://www.



例②：近畿地整等が開催する講習会等の情報

平成●年●月●日■時から▲▲会館会議室において、★★講習会を開催します。多数のみなさまのご参加をお待ちしています。

この講習会は、CPDS認定プログラム（2ユニット取得）です。詳しくは下記URLからご確認ください。

<http://www.>

他にも、建設業の魅力向上に繋がる新しい取り組みを行っておられる企業のインタビュー等も発信する予定です。



このTwitterアカウントは発信専用のため、お問い合わせは、こちらまでお願いします。

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課
〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44
TEL 06-6942-1141(代)